

## 第99回 金沢市都市計画審議会議事録

### 1. 日時

令和5年2月28日（火）14:00～15:15

### 2. 場所

金沢市役所第二庁舎 3階 大研修室

### 3. 出席委員

- ①学識経験者 (各 50 音順)
- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 井口 栄市 | 金沢市農業委員会長       |
| 河崎 恵  | 石川県消費生活支援センター所長 |
| 竹村 裕樹 | 元金沢学院大学教授       |
| 出村 昌史 | 金沢大学准教授         |
| 蜂谷 俊雄 | 金沢工業大学教授        |
| 眞鍋 知子 | 金沢大学教授          |
- ②市議会議員
- |       |                |
|-------|----------------|
| 麦田 徹  | 金沢市議会副議長       |
| 高 誠   | 金沢市議会総務常任委員長   |
| 中川 俊一 | 金沢市議会建設企業常任委員長 |
- ③関係行政機関
- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 桑島 正樹 | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理） |
| 鈴見 裕司 | 石川県土木部長（代理）                |
| 石井 克欣 | 石川県農林水産部長（代理）              |
| 谷口 剛  | 石川県警察本部交通部長（代理）            |
- ④市民
- |         |               |
|---------|---------------|
| 笹井 鍊造   | 金沢市町会連合会理事    |
| 能木場 由紀子 | 金沢校下婦人会連絡協議会長 |

(司会)

定刻となりましたので、只今より、第99回 金沢市都市計画審議会を開会いたします。

本日は計画審議の市決定案件が1件、その他案件が1件ございます。十分にご審議をよろしく願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の坪田より、ご挨拶を申し上げます。

(坪田局長)

みなさま、お疲れ様です。都市整備局長の坪田です。

本日の委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。さて明日から3月ということで、日に日に暖かくなり、春の訪れを感じるところでございます。明日から金沢市議会の定例月議会が始まり、令和5年度予算について議論がなされようとしております。着々と新年度に向けての準備が進む一方で、今年度も様々な業務で最終段階に入っております。

本日の審議会の案件の一つである、防災指針を盛り込んだ金沢市集約都市形成計画の変更についても、ようやく最終案がまとまりました。改めて申せば、防災指針は、近年の頻発・激甚化する自然災害に対しまして、まちづくりの観点からも対策を行っていくということを目的に、金沢市集約都市形成計画に追加することを義務づけられたものでございます。本市では昨年度より専門委員会を設置いたしまして、様々な角度から検討を重ねるとともに、パブリックコメントによる意見募集や地元の意見交換会を通じまして、市民の方々から広く意見を伺ったところでございます。専門委員会での検討内容や、市民や委員の皆様からのご意見を反映し、最終案を取りまとめましたので、本日は皆様にご意見を伺うものでございます。また、加えまして、本日は都市計画決定から長期間経過しました、生産緑地地区の廃止についても、ご審議いただく予定となっております。委員の皆様にはそれぞれの立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての、ご挨拶とさせていただきます。それでは、本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元のタブレットをご確認ください。資料は、1枚目が次第、2枚目以降が議案書となっております。計8枚ございます。また、その他案件の「金沢市集約都市形成計画の変更について」は、事前にお配りしております計画変更(案)の別冊資料と、右上に参考資料と書かれた紙資料を使用いたします。不足はございませんでしょうか。以上が、資料の確認となります。

それでは、ここからの進行を竹村会長にお願いしたいと存じます。竹村会長どうぞよろしくお願いいたします。

(竹村会長)

皆さんどうもこんにちは。ようやく春めいてきまして、これだけ暖かくなりますと、この前までの大雪が何だったのかというように思います。この後、金沢市集約都市形成計画に防災指針を追加することについて、議論を行います。昨年の夏頃は、地震や豪雨による浸水被害、土砂災害が発生しましたし、冬になりますと、12月から大雪が降りまして、朝から雪すかしなど大変な思いをしました。しかし、災害時の大変だった記憶は、天気が良くなりますと、すぐに忘れてしまうものです。これは常に官民が協働して、ハード、ソフトの両面で様々な対策を講じて備えていかなければならないと思います。これについてはまた後程、皆様方のご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内15名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は眞鍋委員、笹井委員にお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次第に沿って、進めて行きたいと思ひます。まず、議案第424号「金沢都市計画生産緑地地区の変更」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

都市計画課です。それでは、議案第424号「金沢都市計画生産緑地地区の変更（新保本生産緑地地区）」金沢市決定案件についてご説明いたします。議案書は2ページから4ページです。前方のスクリーンと併せてご覧ください。

最初に、生産緑地地区の概要及び本市の生産緑地地区の指定状況について、簡単にご紹介いたします。生産緑地地区とは、都市計画法第8条第1項の規定に基づき、都市計画に定めることができる地域地区の一種であり、その趣旨については、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるものであることが都市計画運用指針に規定されています。また、生産緑地地区では、農地等として維持するため、建築物の建築等の行為が規制され、30年間の農地等を管理する義務、いわゆる営農義務が発生し、農地以外の利用が制限される一方で、固定資産税の軽減など税制上の優遇措置が講じられることとなります。

次に、平成29年の生産緑地法の一部改正により、新たに法に位置付けられた「特定生産緑地制度」についても、併せてご説明します。この「特定生産緑地制度」とは、都市計画決定から30年を経過する生産緑地について、今後も引き続き農地の計画的な保全を

図るために、特定生産緑地の指定を行うことにより、営農義務や税制措置等の期間を10年延長することが可能となった制度です。なお、この指定にあたっては、あらかじめ地権者に意向確認を行ったうえで、都市計画決定から30年を経過する日までに、手続きを行うこととされています。

続いて、本市の生産緑地地区の指定状況についてです。現在、市内には新保本2丁目地内に位置する、新保本生産緑地地区（約0.1ha）が存在しており、平成5年1月11日に都市計画決定がなされています。また、本地区においては、令和5年1月11日で都市計画決定から30年を経過していますが、地権者への事前説明及び意向確認を実施したうえで、特定生産緑地の指定は行っていない状況となっています。

次に、本地区の指定の経緯をご説明いたします。まず、当初の指定としましては、昭和59年に新保本町地内の土地区画整理事業とあわせて、環境保全機能及び多目的保留地機能を有した農地の計画的な保全を図ることを理由に、旧の生産緑地法に基づく新保本第2種生産緑地地区（約5.9ha）の指定がなされました。その後、平成3年の法改正に伴い、平成5年に地区の一部（約0.1ha）が現行の新保本生産緑地地区に移行し、翌年の平成6年に残りの第2種生産緑地地区を2.0haに縮小する変更が行われています。これにより、第2種生産緑地地区（約2.0ha）と、現行の生産緑地地区（約0.1ha）が都市計画に位置付けられましたが、第2種生産緑地地区においては、失効期限が設けられた都市計画決定であったことから、有効期限が満期となった平成16年に全ての指定が解除され、現在では新保本生産緑地地区（約0.1ha）のみが市内に指定されている状況となっています。少し長くなりましたが、ここまでが生産緑地地区の概要と市内の指定状況です。

それではここから、今回の、新保本生産緑地地区の変更について、ご説明をします。こちらは、位置図です。議案書は2ページです。今ほどご説明しましたとおり、対象地区は、金沢市新保本2丁目地内に位置しており、面積は約0.1haです。また、今回の都市計画の変更については、本地区の廃止を行うものであります。

続いて、計画図です。議案書は3ページです。図面上、赤枠とその中を青色で示した部分が対象範囲となります。また、本地区のまちづくりの方針等については、金沢市都市計画マスタープランでは、土地利用区分が住宅専用地区に位置付けられており、金沢市集約都市形成計画では、将来にわたり都市機能の集積と居住の誘導を図る居住誘導区域に設定されています。

続いて、航空写真と現地の様子です。現況は、農地として管理がなされており、周辺には低層住宅が立地しているほか、新保本町中央公園などの街区公園が位置しています。

また、平成31年に策定された、「金沢市緑のまちづくり計画」では、地域制緑地の分布や公園緑地の誘致圏域を踏まえた都市計画区域内の緑の充足状況が位置付けられており、本地区周辺については、当該生産緑地を除いた場合においても、周囲の公園により、

緑が充足している状況であることを確認しています。

最後に、計画書です。議案書は4ページです。計画書にお示ししているとおり、今回の都市計画の変更については、新保本生産緑地地区、面積約0.1haの廃止を行うものがあります。変更の理由については、これまでご説明してきましたとおり、都市計画決定から30年が経過し、特定生産緑地に指定されなかった本地区について、周辺の土地利用状況やまちづくりの方針の変化等を踏まえ、今後も生産緑地として保全を図る必要性が低くなっていることから、生産緑地地区を廃止するものであります。また、今回の変更にあたっては、事前に地権者説明を行っており、内容についてご理解をいただけている状況です。以上が生産緑地地区の変更内容となります。

なお、本件につきましては、令和5年2月13日から2月27日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。以上で、議案第424号の説明を終わります。

(竹村会長)

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。生産緑地については最近あまり聞かないですが、現在は土地区画整理事業が完了しほとんど宅地化されています。これが市内で最後の1地区ですね。

(事務局)

はい、そうです。

(竹村会長)

この案件については、計画案どおりとしてよろしいでしょうか。

(各委員意見等無し)

(竹村会長)

ご意見もないようですので、計画案どおりとして答申します。続きまして、その他案件の「金沢市集約都市形成計画の変更について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

都市計画課です。よろしくお願いたします。議案書に記載のとおり、この「金沢市集約都市形成計画」につきましては、都市再生特別措置法第81条第1項の規定における立地適正化計画として策定された計画となっております。

また、同条第22項及び第24項の規定において、この計画を作成または変更しようと

するときは、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされております。この法律に基づき、本市におきましては、平成29年3月に本計画を策定しておりますが、近年の法改正に伴い、計画変更が必要となりましたことから、その内容について、本審議会へお諮りさせていただきます。

初めに参考資料で、これまでの検討の経緯、変更の内容、パブリックコメント及び市民意見交換会についてご報告させていただきます。それでは資料①「検討の経緯」をご覧ください。本計画の変更については、昨年度より検討を進めており、前回、12月1日の審議会では変更計画の骨子（案）をお諮りしております。本日は、前回の審議会後に行った第5回防災指針策定専門委員会やパブリックコメント等で頂いたご意見を踏まえ、とりまとめた変更計画（案）をお示しし、委員の皆様からご意見を頂ければと考えております。なお、本審議会での意見聴取後、令和5年3月31日に変更計画について公表を行う予定としております。

次に資料②「変更の内容」をご覧ください。本計画の現在の構成は、第1章では本計画の目的、第2章では人口推計などの本市の都市構造の現況・課題、第3章では第2章の課題を踏まえた本計画の目指す将来都市像、第4章では誘導区域及び誘導施策等の設定、第5章では本計画の推進に向け、目標指標の設定などをとりまとめております。

今回の変更箇所は、第1章、第2章では計画策定後5年経過の時点修正、第4章では誘導区域の一部変更、第5章では防災指針の新規追加を予定しております。なお、前回の審議会では1～5章までの内容について説明させて頂いたところですが、第6章の目標指標の追加については、今回、初めて説明させて頂く内容となります。それぞれの内容については、後ほどの変更計画（案）の方で説明いたします。

次に資料③-1「パブリックコメント及び市民意見交換会に関する報告」をご覧ください。パブリックコメントは令和4年12月20日から令和5年1月18日の30日間、市民意見交換会は、令和4年12月26日から令和5年2月22日までに計9回開催し、101名の方にご参加頂いております。頂いたご意見として、計画に反映したものが4件、計画に賛同いただいているものが4件、ご意見の趣旨がすでに計画に含まれているものが8件、今後の参考とさせて頂くものが5件の計21件のご意見を頂いております。主な意見と金沢市の考え方については資料③-2をご覧ください。ご意見の内訳としまして、居住誘導区域の設定についてのご意見が9件、防災減災対策についてのご意見が4件、居住誘導区域への誘導施策についてのご意見が3件、その他が5件となっております。項目ごとの主なご意見として、居住誘導区域の設定については、1000年に1回の降雨による浸水エリアを誘導区域から除外しなくても良いかとの意見がございました。本市では、1000年に1回の降雨による浸水については、防災訓練などの早期避難に資する各種施策を展開し、リスク低減を図ることとしたうえで、居住誘導区域に含める方針として考えております。

次に、防災減災対策については、1000年に1回の降雨に対するハード対策は必要ないのかとの意見がございました。本市では、1000年に1回の降雨による想定以上の水害に対しては、100年に1回の降雨規模の河川整備と防災計画の策定などのソフト対策を組み合わせて対応していくものと考えております。また、避難などの対策を計画に位置付けた方が良くのご意見を踏まえ、避難情報の発信や防災計画の作成、避難訓練の実施を計画に位置付けることとしています。次に、居住誘導区域への誘導施策については、人口減少下においても人口密度を維持するために、今以上の取り組みが必要ではないかのご意見を踏まえ、移住定住の取り組みについて、住宅・教育・安全安心等に関する様々な施策を計画に位置付けることとしています。

それでは、変更計画（案）についてご説明いたします。事前に送付させて頂いた計画書をご覧ください。変更内容でお示ししたとおり、計画策定後5年経過の時点修正もごございますが、本日は法改正による変更点などを中心にご説明をさせていただきます。なお、変更箇所は赤字及び赤枠等にて記載しております。

それでは第1章「金沢市集約都市形成計画の目的」の変更内容について、ご説明いたします。計画書の3ページをご覧ください。3ページでは、平成29年の当初計画策定時の背景と目的に加え、都市再生特別措置法の改正など防災指針等を策定するに至った背景などを追加しております。あわせて、下の赤枠の方では、それらの情報を時系列で整理しております。

9ページからの第2章「金沢市の都市構造の現況・課題」では、令和2年の国勢調査の結果を反映するなどの時点修正を行っております。なお、31ページからは金沢市に存在する災害ハザード情報について整理しておりますが、この度の防災指針の策定に合わせて、31ページの土砂災害や33ページの計画規模の浸水想定など当初計画から記載していたハザード情報に加え、32ページの1000年に1回の降雨による想定最大の浸水想定、34ページの1000年1回の降雨による浸水の継続時間、35ページの津波の浸水想定、36ページの地震の震度分布及び液状化の予測図、37ページのなだれ危険箇所を新たに追加しております。

第3章 本計画が目指す将来都市像についての変更はございません。

次に第4章「誘導区域及び誘導施設等の設定」の変更内容について、ご説明いたします。47ページをご覧ください。47ページでは、2019年に策定した都市計画マスタープランの将来都市像と表現を合わせる修正を行っております。次に53ページをご覧ください。53ページでは、水防法の改正により新たに公表された河川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域を誘導区域に含めない区域として追加しております。なお、まちなかなど今後も居住や都市機能を誘導する必要がある区域は、居住誘導区域に含めることとしておりますので、その旨、注釈にて記載をしております。今ほどの誘導区域の設定基準の変更に伴い、60ページの居住誘導区域及び一般居住区域を示した図については、河川沿いの家

屋倒壊を誘導区域から除外するとともに、計画策定後に市街化編入された南新保地区を追加する時点修正もあわせて行っております。

次に 68 ページをご覧ください。68 ページの駐車場配置適正化区域については、金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例に基づくまちなか駐車場区域及び公共交通の利便性の高い場所の範囲が一部変更されたため、これを反映した修正を行います。

次に 69 ページをご覧ください。69 ページの低未利用土地利用等指針の設定については、平成 30 年の法改正により、都市のスポンジ化対策のための制度が創設され、本計画に当該指針を位置付けることが示されたため、新たに追加する項目です。内容としては、空き地・空き家等の低未利用土地の地権者に対し、有効利用及び適切な管理の促進を図るものであり、国から示された内容に基づくとともに、本市の金沢市空き家等管理・活用計画等の取組を踏まえ、本計画に指針を追加します。

次に 73 ページをご覧ください。73 ページから 75 ページの誘導施策については、計画策定から 5 年が経過したことに伴う、施策の実施状況のローリング等を実施し、現計画の居住や都市機能に関する誘導施策の追加・変更を行うものであり、計画の推進にあたっては、今後も各分野の個別計画と連携し、施策の展開を図ることとしています。

次に 80 ページをご覧ください。80 ページからは、第 5 章として新たに防災指針を追加しております。なお、80 ページでは、災害の激甚化による都市再生特別措置法の改正など防災指針策定の背景を整理したうえで、既存の様々な防災・減災対策に加え、災害リスクの低い区域への居住誘導などの土地利用対策を展開することにより、災害に強く安心して住み続けることができるまちづくりを推進していくことを防災指針の目的として整理しております。また、本市で発生した被害規模が大きな災害については災害履歴として整理しております。

次に 81 ページをご覧ください。81 ページでは防災指針の基本的な考え方をとりまとめております。第 2 章でも整理しているとおり、本市には水害や土砂災害など複数の災害ハザードが存在し、地域によってハザードの規模や人口、建物等の立地状況も異なることから、地域ごとに災害リスクの分析、課題整理を行い、地域ごとに必要な防災・減災対策を位置付けることとしております。なお、防災減災対策について、本計画ではハードとソフトに分けて記載しており、それぞれの代表的な対策を下の表に整理しています。

次に 82 ページをご覧ください。82 ページでは、防災減災対策をとりまとめる地域区分をお示ししております。地域区分は、小学校下を基本とした町会連合会の 9 ブロックと同じ 9 地域としております。

次に 83 ページをご覧ください。83 ページでは前述の地域区分ごとで、災害ハザードの状況やハード対策等の取組状況を踏まえ、今後、地域ごとで取り組むべき方向性や防災減災対策について整理しています。

83 ページの城南地域は、にし茶屋街や寺町寺院群などの歴史的資産が集積する地域で

あり、これまで、犀川の整備等の様々な対策を講じているところではありますが、がけ地対策事業が必要な場所や防災計画の未作成の地区があるほか、まちなかには耐震性能を満たさない建物が多く残る状況となっていますので、続く 84 ページの方で、城南地域では今後、がけ地対策事業や住宅等の耐震化などのハード対策や防災計画の作成、防災訓練などのソフト対策により、リスク低減を図ることを取組の方向性として整理しております。続く 85 ページでは、前述の取組の方向性に基づく対策や市内全域で共通する対策を防災減災対策として、図面上に整理しております。続く 89 ページからの中央地域や 93 ページからの城北地域についても、城南地域と同様に、まちなか周辺で地域内に歴史的資産が集積し、水害や土砂災害のリスクも存在するため、取組の方向性は類似していますが、災害リスクの程度やハード対策等の状況は各地域で異なりますので、それぞれの地域特性に応じた防災減災対策を計画に位置付けております。

次に 97 ページをご覧ください。97 ページは、石川県庁や金沢港などの主要な都市機能が集積し、良好な住環境や田園風景が広がっている北西部地域になります。北西部地域は地域内全体に青色の浸水エリアが広く存在していますので、98 ページの方では、河川整備や雨水貯留施設などの水害対策を取組の方向性として整理しております。

続く、101 ページからの西南部地域や 109 ページからの西部地域についても、北西部地域と同様に、浸水エリアが広く存在するため、水害対策を取組の方向性としています。

次に 105 ページをご覧ください。こちらは、西金沢駅や南部丘陵地を含む南部地域となります。南部地域は、市街地に浸水エリアが分布し、また、南部丘陵の斜面では土砂災害の危険エリアが存在していますので、106 ページの方で、河川整備やがけ地対策事業などを取組の方向性として整理しております。

また、117 ページからの北部地域についても、水害と土砂災害のエリアが存在し、南部地域と同様の方向性として取りまとめております。

続いて 113 ページをご覧ください。こちらは、小立野寺院群等の歴史文化資産が集積し、中山間地域には温泉などの特徴ある地域資源を有する東部地域になります。東部地域の浸水エリアは限られておりますが、医王山周辺では土砂災害の危険エリアが存在しますので、114 ページでは、がけ地対策事業の実施などを取組の方向性としてとりまとめております。

次に 121 ページをご覧ください。121 ページでは、各地域で取り組む防災・減災対策を行政・市民・事業者などの実施主体ベースで整理しています。前回の説明時は、実施主体ごとの対策を列挙するのみの整理としておりましたが、関連計画ごとに定めている目標値や方向性などを出来る限り記載することで、より分かりやすい表現となるよう修正しております。

続いて 127 ページをご覧ください。当初計画より、本計画の将来像の実現に向けて、居住、都市機能、交通の 3 つの目標指標を設けております。今回、防災指針の追加に伴

い、新たな指標として防災に関する指標を追加しております。個別のハードソフト対策は実施主体別の取組で示す目標値などにより、関連計画の方で管理していますので、本計画の指標としては、ハードソフト対策の総合的な成果指標として、「居住誘導区域内の災害の備えに対する満足度」を70.4%から80%にする目標指標を設定しております。なお、基準値の70.4%は、2017年に実施した調査結果を元に設定しています。続く、128ページでは、法に基づき概ね5年ごとに実施する、計画の進捗状況の評価・検証を追加しています。内容については、先般の審議会でもご報告させていただきましたが、本計画で既に設定されている居住、都市機能、交通の目標指標に対する達成状況とその結果を踏まえた今後の方向性を整理しています。特に、居住の人口密度や、交通の公共交通利用者数に関しては、様々な社会情勢の変化に伴い、その数値が減少傾向であることから、居住においては、住宅、教育、安全・安心等に関する様々な施策の展開によるまちなか区域等への居住誘導を図ることや、交通においては、ハードソフトの両面から施策を展開し、居住誘導区域を中心とした更なる移動の利便性向上を図ることとしています。また、その具体的な取組については、73ページ、75ページに示すとおり、各種施策を総合的に展開していくこととしています。最後に、129ページでは計画のまとめが記載されており、現計画から修正が必要な箇所を変更しています。

なお、変更計画の公表に際しては、図面の解像度向上などの調整を行う予定としています。以上で金沢市集約都市形成計画の変更計画（案）に関する説明を終わります。

（竹村会長）

はい、ありがとうございました。今回、金沢市集約都市形成計画について、防災指針が追加され、今後の推進に関して、一定の指標などを盛り込むということです。内容が多いですが、これについて、何かご意見やご質問はありませんか。

（A 委員）

ご説明ありがとうございます。大変そつなくまとまっている計画だと思います。まず防災面で、一般的に100年に1回と言われているのが、1回に降る雨量が100mmだったと思います。昨年の8月3日から4日にかけての豪雨では、石川県内で123mmと100mmを超えていたと思うのですが、河川の整備などは、100年を想定した計画で大丈夫なのかということです。

それから交通戦略のことですけれども、公共交通は日々市民が利用するものです。私は西南部に住んでいますが、近隣の住民からは利便性も悪いとよく聞きますし、当然乗らないから、バス路線も廃止や減便していきます。それを交通の計画では地域で対策を行う内容となっています。地域の中での運行システムや、近隣の町会連合会などで連携してやっていく必要があると思っていますが、現在、人口が減っていくことが明らかにな

っている中で、公共交通をどうやって維持して活性化していくのか。事実として、公共交通事業者は毎年赤字になっており、市で補填を行っています。そういったこともいつまでもできないと私は思っています。補填をしなくてもしっかりと公共交通事業者が、会社経営が成り立つようにするにはどうしたらよいかということに視点を向けないと、なかなかこの公共交通を維持するっていうのが、5年先、10年先、20年先に絶対に負担となっていくと思います。そこで観光都市をあげているのであれば、交流人口をもっと増やして、公共交通の利用者を新たに作る施策を盛り込まないといけないと思います。本計画は非常に綺麗にまとまっていますが、計画倒れで終わってしまうことが懸念されます。実際にある他都市の事例では、他の地域からもそこを目的に訪れる施設をつくっています。以前、西金沢駅周辺でライブハウスの計画があったと思いますが、現在は計画が止まっています。個人的に調べてみたのですが、そこを目的で訪れる観光客が年間30万人いて、その約7割が他の地域から来るそうです。単純に計算しますと、約21万人の方が全国から訪れることとなります。そういった交流人口を増やす仕組みづくりなどをやっていかないと、地域住民だけでは公共交通の維持というのは非常に難しいと思うのですが、都市整備局としてはどういうお考えでしょうか。

(竹村会長)

ご質問が2点ほどありました。1点目が豪雨災害の話で、100年に1回という想定されている災害への対策で大丈夫なのかということと、2点目は交通戦略の話で公共交通対策について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。まず1点目は、豪雨災害についてのご意見でございました。昨年8月の豪雨につきましては8月4日にかなりの量が降ったということで、ご指摘のとおり金沢は1日当たり112.5mmという記録が残っております。先ほどのご説明の中でも少し触れさせていただいたとおり、1000年に1回の水害に対するハード整備というのは、時間や費用等の面で現実的には難しいところがありますので、市としては、計画規模100年に1回の降雨に対する河川整備と防災計画の策定などのソフト対策、これらを組み合わせて対応していくことを基本的な考え方としております。居住誘導区域については、すでに計画規模の100年に1回の降雨に対する河川整備を完了しているところもありますし、現在も継続的にやっているところもございます。計画規模のハード対策とソフト対策を両輪で進めていながら、対応していきたいと考えております。

(事務局 (交通政策課))

交通政策課でございます。公共交通を維持するには、金沢を目的地として訪れてくださる方を増やすという取組も必要であるというご指摘かと思えます。その点についてライブハウスの誘致という話は何とも申し上げられないところもありますが、そういった交流人口を増やしていき、他の地域の方に公共交通を使っていただくという循環は必ず必要だと思っております。ですので、市といたしましては、まちづくりと公共交通というのは両輪として考えておりますので、交流の拠点としても、住民の皆様にも、今後も使っていただけるような公共交通を少しでも残していく。他の地域から訪れる方、住民の方両面からしっかりと取り組んで参りたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

(竹村会長)

はい。ありがとうございます。A委員よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(B委員)

私は東部地区の犀川地区に住んでいるのですが、昨年8月4日にあった豪雨では犀川上流の方で土砂災害等が発生したり、辰巳ダムは、普段は水がたまらないダムなのですが、ひと月ほど溜まった状態であったりと、犀川地区では結構影響があったと思えます。金沢市集約都市形成計画につきましては、主に市街化区域が対象ということですが、水害等の場合、市街化調整区域である中山間地等で、線状降水帯等が発生し、大雨が浅野川や犀川に降りますと、上流から下流へ多くの水が流れていきます。この防災指針は、町会連合会の地区に分かれています。防災に関してはこの計画だけではなくて、金沢市全域に地区防災計画があると思えます。その上位計画にもっと詳細な金沢市全域での防災計画等があると思うのですが、この計画はそれの一部と解釈してよろしいですか。

(竹村会長)

はい。ありがとうございます。各地区で作っている地区防災計画や市の防災計画との関連性や位置付けについて説明をお願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。今回は金沢市集約都市形成計画に防災指針を盛り込むということで、この計画自体につきましては、金沢市都市計画マスタープランの一部というような位置付けでございます。今回その計画に、防災の観点を盛り込むということですので、防災・減災の取組の方向性を地域ごとに、お示したところでございます。その方向性に基づく具体的な施策というのは、金沢市地域防災計画に詳しく記載をさせていただいております。当然、金沢市集約都市形成計画と、各地区の地区防災計画、その上位計画である金沢市地域防災計画との整合や連携をとりながら、それぞれの施策

を進めていきたいというふうに考えております。

(竹村会長)

はい。ありがとうございます。B委員よろしいでしょうか。地区防災計画については、現在半数の地区で作成していると思いますが、そこや地域防災計画や関連計画で具体的な対策を作っているということだと思います。他にいかがでしょうか。

(C委員)

はい。防災指針について、最終のものができたということで、私は策定委員の1人です。中身はよくわかっておりまして、非常によくできており、丁寧に議論が重ねられてきたと思っています。これまで防災指針専門委員会が何回かあったのですが、私が最初に申し上げたのは、100年に1回ではなく1000年に1回という予測がつかないような災害に対して、歴史都市金沢というのは全国的にも有名な前田利家が入城したのが440年前でそれ以降の町ですが、その2倍以上の期間に1回起こる可能性があるというものを議論して、そのために、浸水エリアを居住誘導区域から除外するというのは考えられないと。皆さんそれに賛同されました。そのうえで金沢の魅力は、440年間で集積した歴史の結果であるということで、そこについては皆さん当然といった感じで反対意見などはありませんでした。今回改めてこの計画書でパブリックコメントの質問を見ますと、1番や2番についてはこれに対しての質問かと思います。1番目では、広範囲に浸水するエリアを居住誘導区域から除外しなくてよいのかとか、2番目の浸水3mのエリアが存在するが大丈夫なのかとあるわけです。それに対する回答として、この計画書があるのですが、皆当然と思っている一番重要なことが書いてないのです。1000年に1回のハザード情報が発表されたとしても、歴史都市金沢はそのために居住誘導区域を外して、金沢の魅力、特徴をなくすわけにいかないの、皆でソフト・ハード両面からこれを維持する。それを令和5年のこの時期に金沢市が決断したということ、皆さんもその意識でソフト・ハードも頑張りましょうといったことがないといけないかなと思います。現在の変更計画書案には、この重要な一言が抜けているように思えます。

(竹村会長)

はい。これまで100年に1回の規模を想定しての河川整備などハード整備を行っておりますが、近年は特に異常気象があり、それだけでは対応できないということで、少しハードルを上げた1000年に1回の規模を想定してということです。先ほど事務局からお話あったように、ハードで対応できないところに対しては、ソフトでカバーしていくことの趣旨を計画書にプラスしたらよいのではないかとのご意見でしょうか。

(C 委員)

はい。そう判断したのは何故かという一番根本的なところですが、これが埋立地で歴史がないところならいいのですが、金沢はそれができないということが苦悩のスタートです。それも一言入れたらどうかということです。

(竹村会長)

今までに5回の専門委員会を行いました。家屋倒壊等氾濫想定区域について、とても厳しいところがございます、生活やまちなみが成り立っているまちを外すのはいかななものかということで、ハードはハードできちんとやっていくけれども、それに加えてソフトでカバーしていくということで方針が固まっていたと思います。

(事務局)

はい。大切なお指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり1000年に1回の豪雨による家屋倒壊等氾濫想定区域の中であっても、重要伝統的建造物群保存地区やこまちなみ保存区域などの歴史的風致を形成している場所がございます。さらには、中心市街地や商業業務などの都市機能の中核を担う区域というのも、そのエリアに入っているところもございます。そういったところは、まちづくりの観点から今後も居住や都市機能の誘導が必要な区域であるということで、防災・減災対策を講じながら、居住誘導区域に含めるという判断をしたところでございますので、この計画書の中でも、その辺のところをもう少し充実させたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(竹村会長)

その他いかがでしょうか。6章以降についてもご意見等はありませんか。専門委員会の6人中4人がこの審議会の委員から出ており、一昨年から携わってきたのですが、確かにこれですべての災害対策になるのかというと、そういうわけではありません。先ほど井口委員から言ったように、地区ごとに地区レベルのハード・ソフト対策を、行政であったり、住民だったり、企業であったりといろんなところが役割分担してやっていく必要があると思います。他に意見よろしいですか。

(各委員意見等無し)

(竹村会長)

他にご意見もないようですので、とりまとめさせていただきます。今いただきましたご意見に関する事など、微調整することとして、会長一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。そのほかのご意見についても、今後のまちづくり

を進めるうえで、十分に参考として取り扱っていただくとし、計画変更案については異存なしということでよろしいでしょうか。

それでは、議事次第の最後ですが、案件結果報告について事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、案件結果報告について、ご説明いたします。議案書は5ページですので、前方のスクリーンと併せてご覧下さい。案件結果報告については、令和4年12月1日に開催しました、第98回金沢市都市計画審議会でご審議いただいた2件をご報告いたします。

まず、「議案第422号 金沢都市計画 地区計画の決定（北陽台1丁目地区）」の金沢市決定案件につきましては、令和5年1月11日付け金沢市告示第7号で決定の告示がなされましたことをご報告いたします。次に、「議案第423号 金沢都市計画 下水道の変更（臨海処理区）」の金沢市決定案件につきましては、令和5年1月11日付け金沢市告示第8号で変更の告示がなされましたことをご報告いたします。以上で、案件結果報告の説明を終わります。

(竹村会長)

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見がありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(各委員意見等無し)

(会長)

それでは、大変盛りだくさんでしたけれども、これで本日全ての案件について、滞りなく審議が終了しました。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

(事務局)

竹村会長どうもありがとうございました。委員の皆様にも長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。本日もご審議をいただきました、最初の案件につきまして、答申をいただきましたので、この後の手続きを進めて参ります。また、金沢市集約都市形成計画につきましても、いただいたご意見を考慮しまして、3月末には防災指針を盛り込んだ変更計画として策定公表できるように、詰めの作業を急ぎたいと思いま

す。防災・減災対策の取組には終わりがありませんので、愚直に継続をして、より深化をさせていくということが必要だと考えております。今後この計画を進めるに当たりましても、委員の皆様には引き続きご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。それではこれもちまして、第99回金沢市都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

—以上—